

・パプロメ後(行政課意見反映版(第3回対策協議会資料))

安中市空家等対策計画 (案)

平成〇〇年〇月

安中市

・市長あいさつ

目次

第1章 計画策定の背景と基本指針 5P

- 1 背景と目的 5P
- 2 計画の位置づけ 5P
- 3 計画期間 6P
- 4 計画の対象 6P
 - (1) 対象とする空家等の種類
 - (2) 対象とする地区
- 5 空家等対策の基本方針 7P
 - (1) 管理不全な空家等の発生予防の推進
 - (2) 空家等の適切な管理の推進
 - (3) 空家等の利活用の推進
 - (4) 体制の整備

第2章 空家等の現状 状 9P

- 1 全国の状況 9P
- 2 群馬県の状況 9P
- 3 安中市の状況 11P
 - ア 空き家の種類別の状況
 - イ 住宅の建築時期と構造
 - ウ 地域住民等からの空き家の相談・情報提供
- 4 空家等調査 16P
- 5 空家等の課題 20P
 - (1) 空家等の所有者等による管理の徹底
 - (2) 特定空家等への対応と解消
 - (3) 特定空家等の増加防止
 - (4) 人口減少に伴う空家等増加防止対策としての利活用

第3章 空家等の対策 策 21P

- 1 空家等に関する相談対応及び実施体制 21P
 - (1) 地域住民からの相談対応

書式変更: フォント: 太字 (なし)

書式変更: インデント: 最初の行: 3 字

書式変更: 罫線: (罫線なし)

書式変更: 罫線: (罫線なし)

書式変更: 罫線: (罫線なし)

書式変更: 罫線: (罫線なし)

- (2) 所有者等からの相談対応
- (3) 実施体制
- 2 特定空家等への対策 …… —23P
 - (1) 特定空家等の判断基準
 - (2) 特定空家等に対する措置
 - (3) その他の措置
- 3 所有者等による空家等の適切な管理の促進 …… —24P
 - (1) 空き家問題の啓発
 - (2) 相談体制の連携
 - (3) 高齢者施設等との連携
 - (4) 除却（解体）費補助制度
- 4 空家等の利活用支援対策 …… —25P
 - (1) 改修費補助制度
 - (2) 空き家バンク制度
 - (3) 空き家を活用した移住者向け住宅の整備
 - (4) 空き家を活用した宿泊施設及び店舗等の整備
 - (5) 空き家を活用した住宅確保要配慮者の居住支援
 - (6) 空き家を抑制するための特例措置の活用（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）
の活用
- (7) 歴史的、文化的価値の高い空き家の活用
- 5 関係団体等との連携 …… —26P
 - (1) 法律関係団体との連携
 - (2) 不動産関係団体との連携
 - (3) 建築関係団体との連携
 - (4) 行政区との連携
 - (5) 他の行政機関との連携
 - (6) その他団体との連携

資料編 28P

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法 28P
- ②空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則 34P
- ③安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例 35P
- ④安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則 38P
- ⑤安中市空家等対策協議会委員名簿 59P

書式変更：インデント：最初の行：3字

第1章 計画策定の背景と基本指針

1 背景と目的

近年、地域における人口減少や高齢化の進展、既存の住宅・建築物の老朽化など、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴って、空家等が全国的に年々増加しています。

平成25年の住宅・土地統計調査によると、わが国の空き家率は、平成25年度の住宅・土地統計調査によると13.5%であり、本市においては、17.2%とやや高い数値となっています。

このような空家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、さらには地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

国は平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を制定、公布し、空家等対策に取り組むための法整備を行いました。

これを受けて本市では、法との整合を図るとともに、空家等の適切な管理のほか、本市の空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を目的として、「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）」を制定（平成29年7月1日施行）しました。

また、条例の施行と合わせて、空家等に関して専門的視点を持つ第三者の立場からの意見を聞き、行政としての望ましい対応のあり方を検討するため、「安中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置（平成29年7月18日）しました。

これらの経緯を踏まえ本市では、空家等の適切な管理と利活用を促進させ、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として、法及び条例に基づき、本計画を策定しました。

《用語の使用》

- ・空家家：法で規定されていない一般的な表記
- ・空家等：法で規定された表記（**特措法第2条第1項**）

書式変更：インデント：最初の行：0 mm

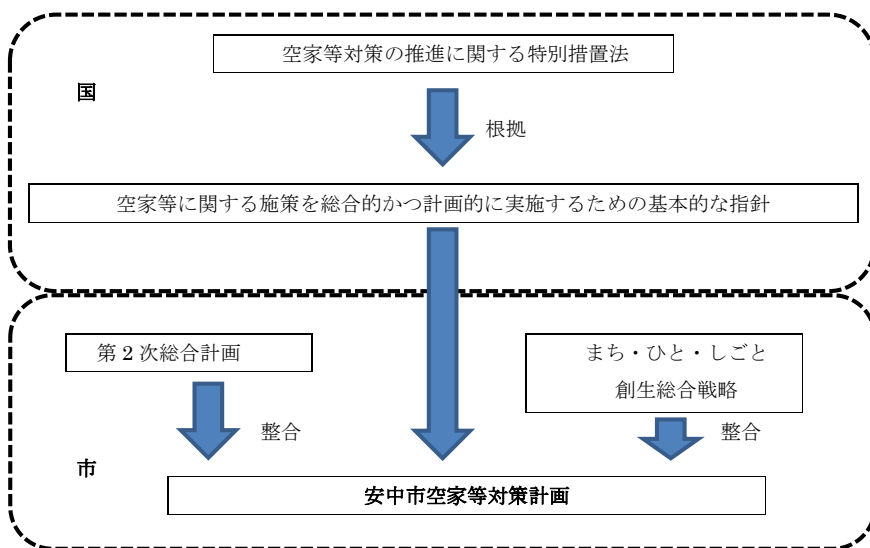
表の書式変更

2 計画の位置づけ

本計画は、法第6条に規定する空家等対策計画として、平成29年7月に発足した「**安中市空家等対策協議会**」での協議を踏まえて策定しました。

本計画は、行政内部の関係部署だけでなく、地域住民や法務、不動産、建築等の専門家団体、警察・消防等の行政機関などが連携して取り組む包括的な安中市の空家等対策の方向性を示すものです。

また、上位計画となる「安中市第2次総合計画」及び「安中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、進めるものとします。



3 計画期間

本計画の期間は平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、本計画は継続して適切な進行管理を行うとともに、各種施策の実施効果や社会情勢の変化等に対し、必要に応じて施策の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

(1) 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

・空家等（法第2条第1項）

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とは、建築物などが長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物などの使用実績がないことをいう。

※ 共同住宅の一室に居住者がいるなど、建築物などの一部でも使用されている場合は、「空家等」に該当せず、法の適用の対象外となる。

・特定空家等（法第2条第2項）

「特定空家等」とは、次のいずれかの状態にあると認められる空家等をいう。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※特定空家等に該当するか否かを判断するための基準については、国が示す『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』に定められた内容を基本とします。

(2) 対象とする地区

空家等は市内全域に見られ、さまざまな問題が起きる可能性があることから、本計画の対象地区は、「市内全域」とします。

5 空家等対策の基本方針

空家等に関する様々な問題を解消していくために、空家等の状況に対応した対策を立てて実行していくことが必要不可欠となります。そこで本計画では、空家等対策の基本方針を次の4つに分類し、それぞれに対応した対策を計画して実施します。

(1) 管理不全な空家等の発生予防の推進

空家等は、放置され老朽化が進むほど、除却等に要するコストが増大します。また、年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。地域との連携・協力を図り、空家等の実態把握を行うとともに、市民全体に空家等の適切な管理や、管理不全による諸問題等の周知を行うことで所有者等への意識啓発を図り、空家等の発生予防を推進します。

また、空き家問題の要因となる相続については、法律分野の専門家と連携・協力し、複雑な問題が発生しないよう所有者等をサポートします。

(2) 空家等の適切な管理の推進

適切な管理が行われていない空家等は、その建物自体の老朽化を招くだけでなく、安全、防災、衛生などのさまざまな面において周辺環境に悪影響を生じさせることとなり、市民からの相談・苦情等が~~も~~年々増加しています。管理不全な空家等については、現地調査により状況を把握し、所有者等の特定を行い適切な管理を促すとともに、地域住民や関係団体と連携・協力して適切な管理が行われていない空家等の解消に努めます。

なお、管理不全により周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等については、その状況に応じて法に基づき特定空家等の認定を行い、助言・指導、勧告、命令などの措置を講じます。

(3) 空家等の利活用の推進

空家等は、貴重な財産であることから、不動産、建築分野の専門家と連携・協力することで利活用や改修等を含めた市場流通を促進できるような体制を整備し、積極的に空家等の利活用や流通を推進します。

また、老朽化等に伴い利活用が難しい空家等について除却を行う場合には、除却費用の一部を補助するなどの制度を整備し~~まっています~~。

(4) 体制の整備

空家等の問題はさまざまな要因があり、その対応は市の各部署、国・県・関係団体など多くの機関が携わることになります。そのため、相互の連携や連絡調整が必要不可欠なことから、空家等に関する施策・事業を包括的に推進できる体制を構築していきます。

第2章 空家等の現状

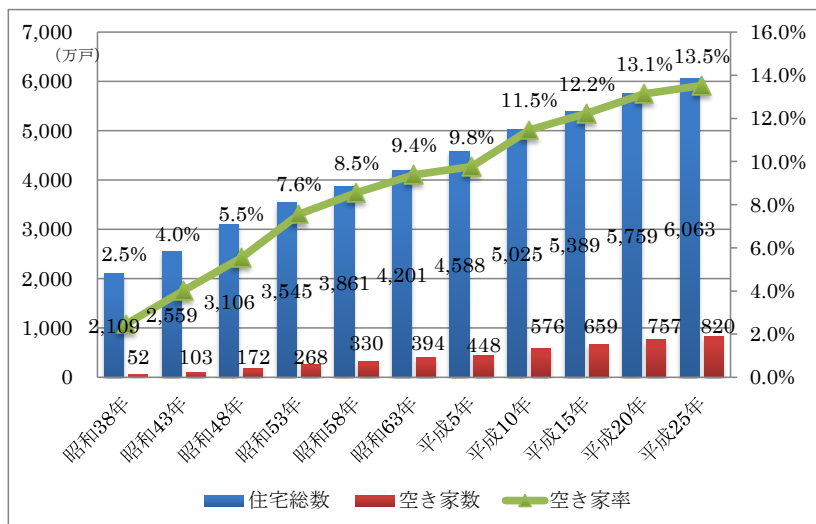
1 全国の状況

近年、少子高齢化による人口減少や家族構成の変化等により、全国的に空き家（共同住宅の一室なども含めた人が居住していない住宅で、法に規定する空家等とは異なります。）が増加傾向にあります。

総務省により実施された「平成25年住宅・土地統計調査」では、わが国の総住宅総数は6,063万戸となっており、そのうち空き家数は約820万戸となっています。

また、空き家率（総住宅数に対して空き家が占める割合）は13.5%となっており、空き家数、空き家率ともに年々増加傾向にあり、平成30年度に予定されている調査ではさらに増加した結果となることが予想されます。

図1 住宅総数、空き家数及び空き家率の推移 全国（昭和38年～平成25年）



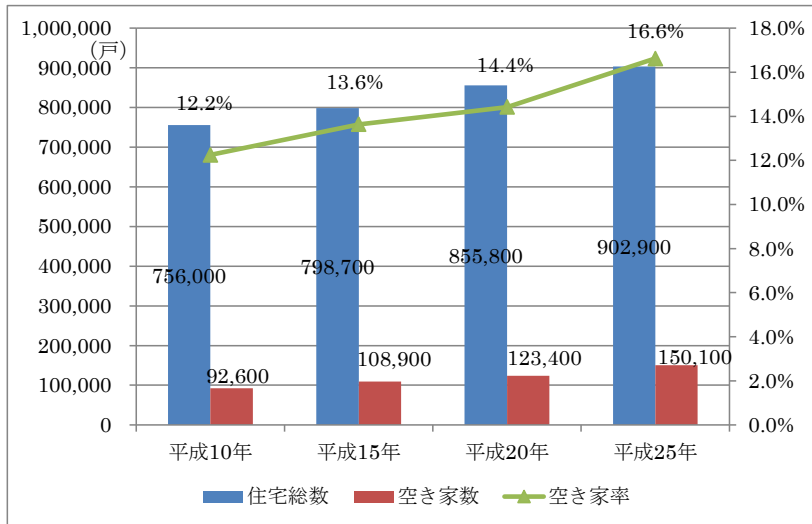
資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

2 群馬県の状況

調査における群馬県の総住宅総数、空き家数及び空き家率の推移を図2に示しています。
 平成25年は、群馬県内の総住宅総数902,900戸のうち、空き家数は150,100戸（空き家率16.6%）であり、全国平均と比べて3.1ポイント高い水準となっています。

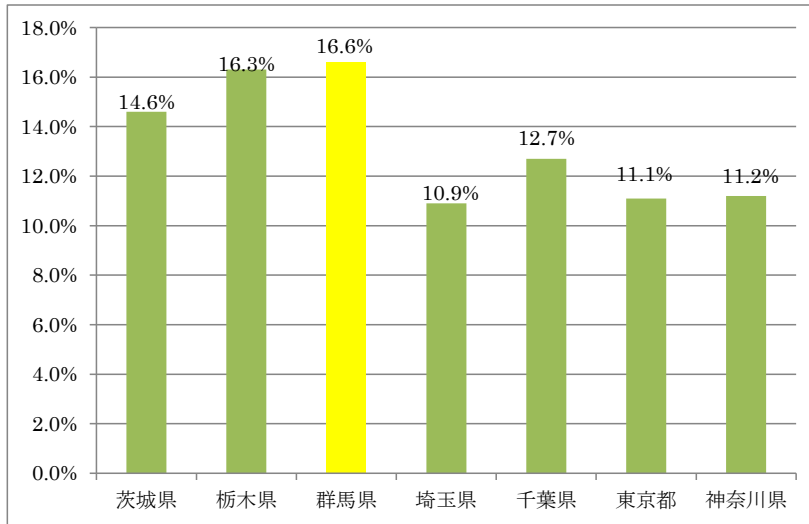
なおまた、都道府県別で空き家率を比較すると、群馬県は全国で9番目に高い数値となっており、関東圏内では最も高い数値となっています。（図3参照）

図2 住宅総数、空き家数及び空き家率の推移 群馬県（平成510年～平成25年）



資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

図3 関東圏内の空き家率 (平成25年)



資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

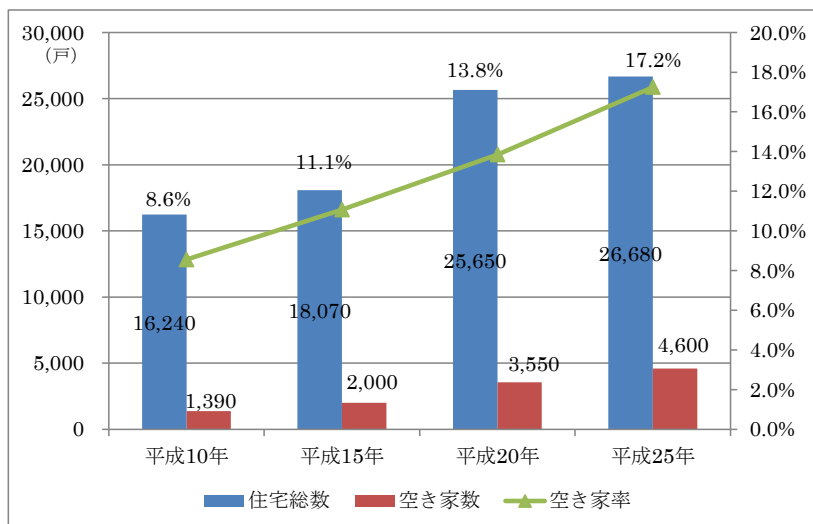
3 安中市の状況

同調査における安中市の総住宅総数、空き家数及び空き家率の推移を図4に示しています。

安中市内の総住宅総数 26,680 戸のうち、空き家数は 4,600 戸（空き家率 17.2%）であり、空き家率は平成 15 年から平成 25 年にかけて増加し続けています。

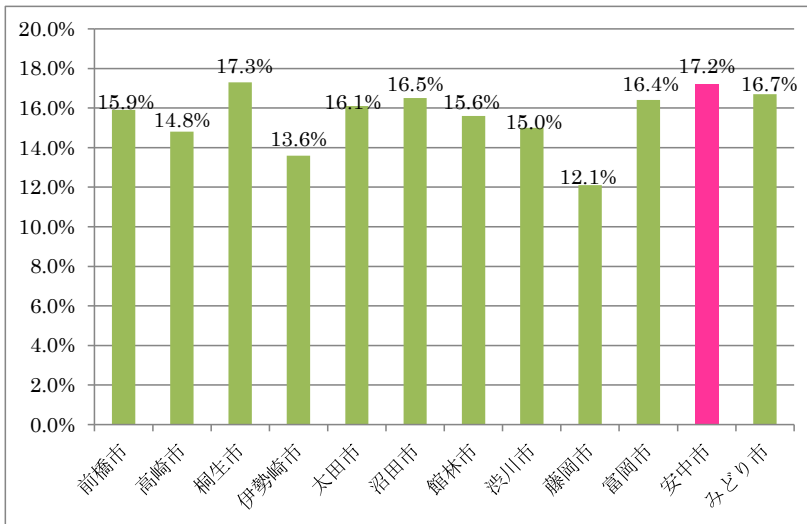
また、県内の他市と比べても非常に高い水準（第 2 位）にあります。（図 5 参照）

図 4 住宅総数、空き家数及び空き家率の推移 安中市（平成 15 年～平成 25 年）



資料：総務省統計局「平成 25 年住宅・土地統計調査」

図5 県内他12市の空き家率（平成25年）



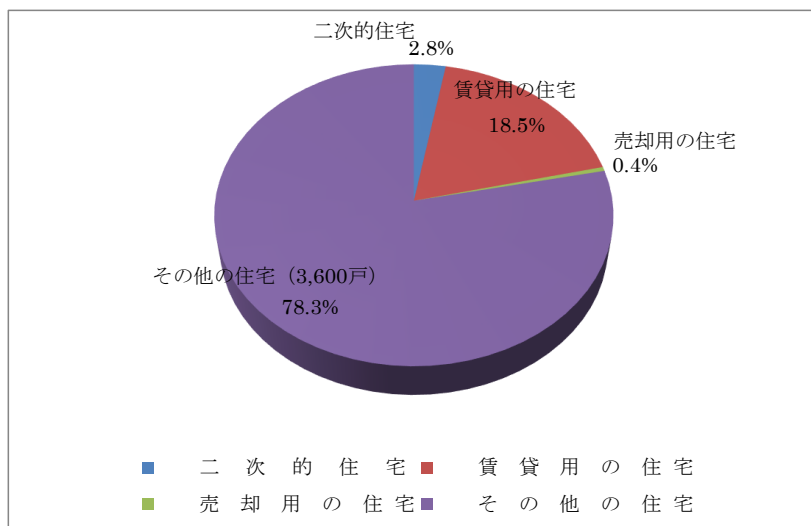
資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

ア 空き家の種類別の状況

本市の平成25年10月1日現在の空き家の種類別の状況をみると、空き家数4,600戸のうち、賃貸用850戸、売却用20戸となっており、「賃貸・売却用」が全体の約19%を占めています。

また、法の規制の対象となる管理不全な空き家などが含まれる「その他の住宅」は約78%（3,600戸）を占めており、そのうち「腐朽・破損あり」となっている空き家は、1,660戸となっています。

図6 空き家の種類別割合（安中市）



資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

【用語の定義】

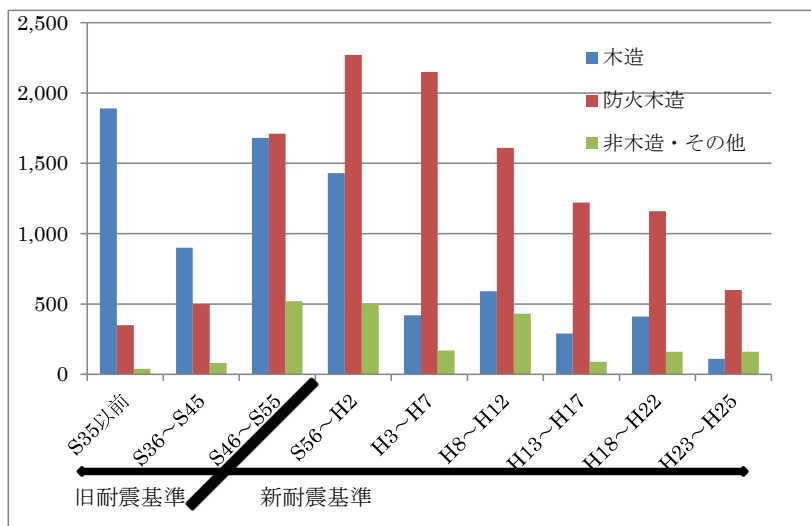
- ①二次的住宅：別荘やセカンドハウスになっている住宅
- ②賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
- ③売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
- ④その他の住宅：上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅

イ 住宅の建築時期と構造

居住世帯のある住宅（21,980戸）のうち、昭和56年の新耐震基準施行前に建設された旧耐震基準の住宅の占める割合は、34.9%（7,670戸）となっています。

また、旧耐震基準の住宅のうち、木造住宅は58.3%（4,470戸）、防火木造住宅は33.4%（2,560戸）、非木造住宅・その他が8.3%（640戸）となっています。

図7 住宅の構造別建築件数の推移（安中市）



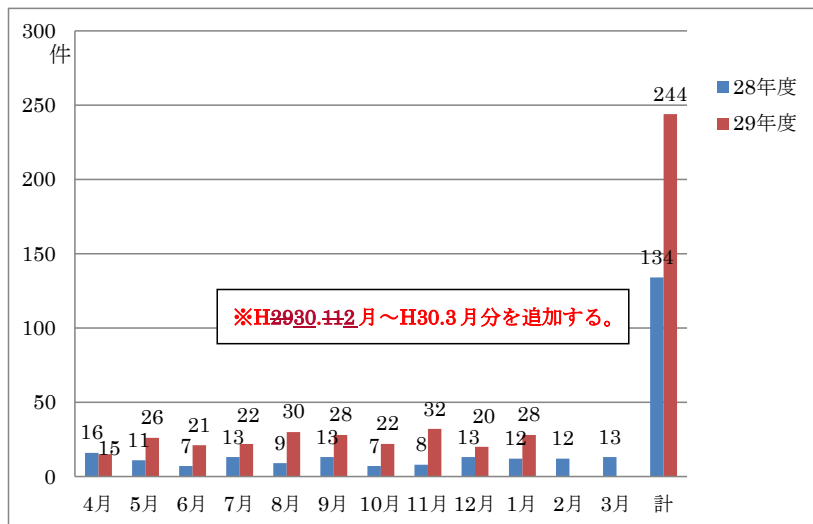
資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」

ウ 地域住民等からの空き家の相談・情報提供

地域創造課へ寄せられた、適切な管理が行われていない空き家の相談は、平成28年度は134件、平成29年度は164244件（※4月 - 101月の間のデータ）あり、その相談内容は多岐にわたり、年々増加しています。

また、寄せられた情報から当該空き家の状態を確認し、必要に応じて所有者・管理者宛に通知等で適切な管理を依頼しています。

図 8 月別相談件数（地域創造課）



図表 91 相談内容内訳（地域創造課） (件数)

相談内容(主たる相談内容)	平成 28 年度	平成 29 年度
建物老朽(危険等)	34	2649
立木・雑草の繁茂	32	4450
環境衛生(ゴミ・小動物・ハチ等)	2	1321
景観	0	0
除却(壊したい、補助金制度)	33	3143
活用(バンク・リフォーム)	24	3555
防犯・防災	0	51
管理	5	140
その他	4	74
計	134	244164

※（平成 29 年度 11 月～3 月分相談件数追加する）

・ 個別管理依頼（管理依頼通知発送件数）

平成 28 年度 42 件

平成 29 年度 00 件（※平成 29 年度分発送件数追加する）

4 空家等調査

市内における空家等の状況を把握することで、本計画策定及び今後の空家等対策への基礎資料を整備するため、平成28年度に安中市市長会に全面協力いただき、市内の空家等の実態把握調査を実施しました。

本調査は、本市が保有する資料及び外部資料を用いて、空家等候補建物を抽出した調査用の住宅地図をもとに、各地区区長を中心に現地調査を行いました。

①調査区域 安中市内全域（101行政区）

②調査期間 平成28年12月～平成29年2月

③空家等戸数 1,924件

④調査対象空き家

調査対象とする「空き家」は、現在特定の用途（居宅や店舗兼住宅）として使用されていない建物で、同じ敷地内に常時所有者などがおらず、かつ、その状態が長期間（概ね1年以上）継続されている物件とする。

なお、市営住宅や民間アパートなどの賃貸住宅や倉庫、作業場などは除き、現に空き家となっている戸建住宅及び店舗兼住宅のみを対象とする。

（ただし、同敷地内に母屋等が無く単体で建っている倉庫、作業場等で、老朽化等により地域の問題となっている建築物については調査対象とする。）

また、調査時は敷地内には立ち入らず、公道から建物外観を目視にて調査を実施した。

~~①調査区域——安中市内全域（101行政区）~~

~~②調査期間——平成28年12月～平成29年2月~~

~~③空家等戸数——1,924件~~

~~④調査対象空き家~~

~~—調査対象とする「空き家」は、現在特定の用途（居宅や店舗兼住宅）として使用されていない建物で、同じ敷地内に常時所有者などがおらず、かつ、その状態が長期間（概ね1年以上）継続されている物件とする。~~

~~—なお、市営住宅や民間アパートなどの賃貸住宅や倉庫、作業場などは除き、現に空き家となっている戸建住宅及び店舗兼住宅のみを対象とする。~~

~~—（ただし、同敷地内に母屋等が無く単体で建っている倉庫、作業場等で、老朽化等により地域の問題となっている建築物については調査対象とする。）~~

~~—また、調査時は敷地内には立ち入らず、公道から建物外観を目視にて調査を実施。~~

図-10表2 地区別結果（空き家件数）

地区名	空き家件数	内訳		
		A	B	C
安中	237	129	72	36
原市	189	108	62	19
磯部	159	96	47	16
東横野	97	59	18	20
岩野谷	77	53	19	5
板鼻	103	41	46	16
秋間	157	91	40	26
後閑	72	36	21	15
松井田	227	124	56	47
臼井	116	78	28	10
坂本	145	76	51	18
西横野	131	98	16	17
九十九	94	52	21	21
細野	120	46	41	33
計	1,924	1,087	538	299

表の書式変更

◇空き家程度判定

空き家と判断した建築物については、下記のとおりA・B・Cの程度判定を行う。

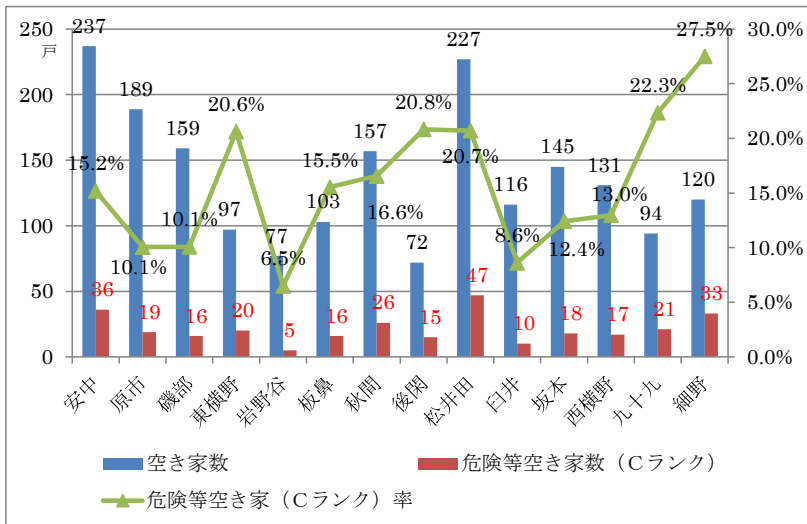
- A：空き家（親族・不動産業者等により適切に管理されている）
- B：空き家（管理者等は把握していないが、ある程度の状態が保たれている）
- C：危険等空き家（倒壊の危険性や草木の繁茂等、地域の問題となっている建築物）

<空き家の判断基準>

- ・電気メーターが動いていない（取り外されている）
 - ・郵便ポストにチラシやダイレクトメールが溜まっている（手は触れないこと）
 - ・壊れたところが放置されたままになっている
 - ・雨戸やカーテン、ブラインドなどを閉め切っている
 - ・庭の手入れがされていない（草が伸び放題、樹木が剪定されていない等）
 - ・近隣住民からの情報（地域で把握している情報）
- 等

調査において「Cランク」とされた空き家については、職員が再度現地確認を行い、その状況を把握したうえで、所有者・管理者宛に管理依頼通知を現況写真とともに送付して、適切な管理を促しています。

図 119 地区別危険等空き家（Cランク）の割合



空き家実態把握調査においては、下記の調査票をもとに取りまとめを行いました。

図 10 空き家現地調査票

◇空き家 現地調査票【既存・新規】			空き家番号	
地区No.		区名	調査員 (区長)	
空き家所在地	安中市		地図上の宅名 ()	
空き家程度判定	A: 空き家 (親族、不動産業者等により管理されている) B: 空き家 C: 危険空き家 (倒壊の危険性、草木の繁茂等あり)			

・該当する項目に○、もしくは具体的に記入してください

調査実施日	平成	年	月	日
空き家となった時期 (わかる範囲で)	昭和	・	平成	年頃～ / 不明
建物の種類	住居 ・ 店舗 ・ その他 ()			
建物の階数	A 一階建て B 二階建て C 三階建て以上			
建物の構造	A 木造 B 鉄骨造 C 鉄筋コンクリート造 D その他 (不明)			
建物などの管理の有無	A 管理されている B 管理されていない			
管理されている場合の 管理者 (親族・不動産業者など)	住所	・ 不明		
	氏名 業者名	・ 不明		
	連絡先	電話 ()	—	・ 不明
建物の状況	表札	A あり (表札名) B なし		
	外壁 損傷	A なし B 一部損傷 C 大きな損傷又は穴あり		
	窓ガラス 破損	A なし B あり		
	雨樋 破損	A なし B あり		
	屋根 損傷	A なし B 一部損傷 C 穴や部材が飛散する恐れあり		
敷地、庭の状況 (草木の状況)	A 問題なし B 手入れされていない C 敷地外への影響あり			
全体的な印象 ※複数回答可	A 居住の可能性 1. 可能 2. 修繕すれば可能 3. 不可能 B 建物の傾斜 1. なし 2. 軽度の傾きあり 3. 大きな傾きあり C 物品・ゴミ等 1. なし 2. 敷地内にあり D 塀 1. 問題なし 2. 傾き等あり E 自由記入欄 (気になる点を記入してください)			

2016 安中市地域創造課

◇空き家 現地調査票【既存・新規】				空き家番号	
地区No.		区名		調査員 (区長)	
空き家所在地	安中市			地図上の宅名 ()	
空き家程度判定	A: 空き家 (親族、不動産業者等により管理されている) B: 空き家 C: 危険空き家 (倒壊の危険性、草木の繁茂等あり)				

・該当する項目に○、もしくは具体的に記入してください

調査実施日	平成 年 月 日				
空き家となった時期 (わかる範囲で)	昭和 ・ 平成 年頃～ / 不明				
建物の種類	住居 ・ 店舗 ・ その他 ()				
建物の階数	A 一階建て B 二階建て C 三階建て以上				
建物の構造	A 木造 B 鉄骨造 C 鉄筋コンクリート造 D その他 (不明)				
建物などの管理の有無	A 管理されている B 管理されていない				
管理されている場合の管理者 (親族・不動産業者など)	住所	不明			
	氏名 業者名	不明			
	連絡先	電話 ()	—	不明	
建物の状況	表札	A あり (表札名) B なし			
	外壁 損傷	A なし B 一部損傷 C 大きな損傷又は穴あり			
	窓ガラス 破損	A なし B あり			
	雨樋 破損	A なし B あり			
	屋根 損傷	A なし B 一部損傷 C 穴や部材が飛散する恐れあり			
敷地、庭の状況 (草木の状況)	A 問題なし B 手入れされていない C 敷地外への影響あり				
全体的な印象 ※複数回答可	A 居住の可能性 1.可能 2.修繕すれば可能 3.不可能 B 建物の傾斜 1.なし 2.軽度の傾きあり 3.大きな傾きあり C 物品・ゴミ等 1.なし 2.敷地内にあり D 塀 1.問題なし 2.傾き等あり				
	E 自由記入欄 (気になる点を記入してください)				

2016 安中市地域創造課

書式変更: 中央揃え

5 空家等の課題

(1) 空家等の所有者等による管理の徹底

空家等は個人の財産として、所有者等が管理するべきものですが、所有者等により適切に管理されない空家等が全国的な「空き家問題」に発展しています。

適切に管理されない理由は、相続問題、~~や~~経済的事情等、原因は様々ですが、所有者等には適切に管理する責任があること、また、空家等を放置することが周辺の生活環境を脅かす要因となり得ることを周知する必要があります。

(2) 特定空家等への対応と解消

特定空家等に該当する可能性のある空家等については、周辺の生活環境に影響を及ぼしている状況にあり、問題の解消に向けた素早い取り組みが求められます。

(3) 特定空家等の増加防止

空家等は、資産として利活用が可能になる場合もありますが、適切に管理されていない空家等は、老朽化による部材の損傷、草木の繁茂や廃棄物の放置等により、利活用が可能な状態にするためには、多額の費用がかかります。

また、特定空家等を、市が行う措置により解消するには、法的手続きによるため、状況の改善に時間を要することが予想されます。このような状況は、所有者等にとっても、地域にとっても負担となることから、今後は特定空家等の増加を防ぐことが求められます。

(4) 人口減少に伴う空家等増加防止対策としての利活用

少子高齢化により人口減少が見込まれる中、今後、空家等は増加することが考えられます。これらの空家等の中で、利活用が可能なものを有効活用し、移住・定住の促進等、人口減少対策のメニューとしての空家等対策を展開していく必要があります。

第3章 空家等の対策

1 空家等に関する相談対応及び実施体制

また、空き家の状態に応じて、活用・除却両面からのアプローチの仕方について検討します。

(3) 実施体制

地域からの空家等に対する情報提供、所有者等からの管理や利活用に関する相談など、その内容に応じた対応ができる体制を整備するとともに、市の組織内で円滑に情報共有・連携が**でき**るようにします。

◇安中市空家等対策協議会及び安中市空家等対策庁内検討委員会の設置

本計画の策定及び変更や実施に関する協議、特定空家等の判断、措置の方針についての諮問機関として、有識者等をもって組織する「安中市空家等対策協議会」が設置されています。

また、個別案件への対応方針や、各種空家等対策事業の円滑な実施について検討、協議を行うことを目的に、庁内関係部課長等で構成する「安中市空家等対策庁内検討委員会」を設置しています。

・安中市空家等対策協議会 委員構成（平成 29 年 7 月 18 日委嘱：任期 2 年）

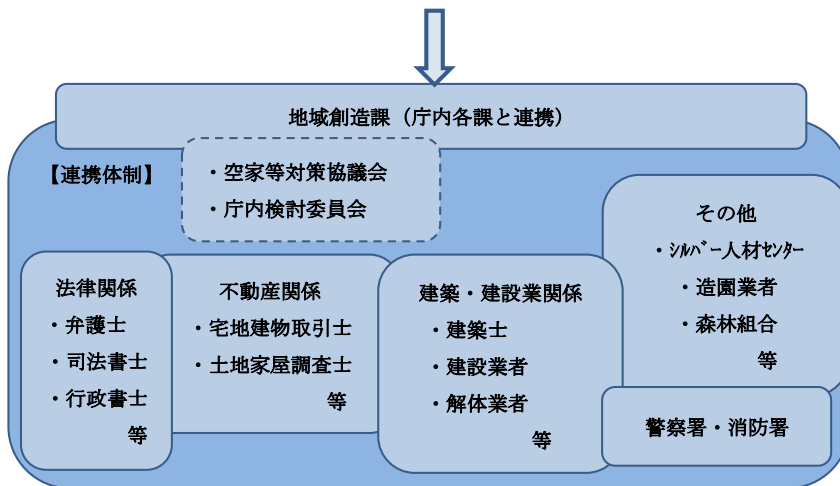
	委 員	人 数
1	市長（協議会会長）	1
2	市議会議員	1
3	法務に関する学識経験者	3
4	不動産に関する学識経験者	2
5	建築に関する学識経験者	1
6	安中市区長会代表	1
7	安中警察署長	1
8	安中消防署長	1

・安中市空家等対策庁内検討委員会（平成 28 年 6 月 30 日設置） 委員構成

副市長（委員長）、建設部長（副委員長）、産業政策部長（副委員長）、総務部長、企画課長、行政課長、危機管理課長、財務部長、税務課長、市民部長、環境政策課長、市民生活課長、保健福祉部長、地域創造課長、土木課長、建築住宅課長、松井田支所長、耕地建設課長

◇実施体制のイメージ

空き家等に対する相談



書式変更: 左揃え

書式変更: 左揃え, インデント: 最初の行: 1 字

2 特定空家等への対策

空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する基準は、法第 14 条第 14 項の規定による『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』に定める内容に基づきます。

さらに、特定空家等に該当すると思われるときは、安中市空家等対策協議会の意見を聴いて、市長が特定空家等に認定します。

(1) 特定空家等の判断基準（法による定義：法第 2 条第 2 項）

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(2) 特定空家等に対する措置

空家等が特定空家等に該当した場合は、法及び条例に基づく措置を行います。市は、所有者等に対し「助言又は指導」等を行い、所有者等に対し状況の改善を求めます。「助言又は指導」をしても所有者等により改善されない場合は、「勧告」、さらに「命令」と措置を進めます。

特定空家等が「勧告」を受けると、当該空家等が建つ土地に固定資産税の住宅用地の特例が適用されている場合は、当該特例の対象から除外されます。**このため、「勧告」を行う場合は、税務部局と情報共有・検討を行い、必要に応じて安中市空家等庁内検討委員会において協議し、措置を行います。**

書式変更: フォントの色: 赤

書式変更: フォントの色: 赤

また、「命令」や「過料」又は「行政代執行」等、さらに措置を進める場合は、安中市空家等対策協議会の意見を聴き、慎重に判断したうえで措置を進めます。

なお、空家等の所有者等が不明・不存在である場合には、法及び条例に基づく手続により行政代執行（略式代執行）も含めて、関係部局及び安中市庁内検討委員会等で協議し、安中市空家等対策協議会の意見を聴き、危険性の除去について検討します。

書式変更：フォントの色：赤

書式変更：フォントの色：赤

書式変更：フォントの色：赤

※行政代執行（法第14条第9項）

市長は、必要な措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）の定めによることに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができます。

※略式代執行・公告（法第14条第10項）

市長は、必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができます。

また、この場合は、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告します。

（3）その他の措置

・緊急安全措置（条例第9条第1項）

空家等の状態に起因して市民等の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、条例第9条第1項に基づいて当該被害を防止するために必要な最小限度の措置を講じます。

3 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等が責任を持って適正適切な管理に務めなければなりません。

そのため、市では所有者等の空家等の適切な管理について、自発的な取組みの促進を図ります。

（1）空き家問題の啓発

空家等の適切な管理方法や市の空家等対策についての啓発冊子、パンフレットなどを作成し、市のホームページや広報紙等に掲載するほか、市庁舎及び公民館等の関係機関の情報コーナーでの配布に加え、区長会などへの配布や専門家団体の協力により、幅広く周知を図ります。

(2) 相談体制の連携

空き家所有者等から寄せられる実際の相談内容として、「どこに相談したらよいかわからない」、「専門家への相談窓口を設置して欲しい」との意見があります。弁護士や司法書士などの専門家団体や不動産、建築団体と連携・協力し、相続問題の解消や流通へのきっかけを作り、空家等の適切な管理を促進します。

(3) 高齢者施設等との連携

ひとり暮らしの高齢者が、施設等に入所（病院等への入院）することにより、それまで暮らしていた建物が空き家になることがあるため、高齢者施設等と連携することにより、空き家情報の把握や入所者である空き家所有者等との連絡調整を行います。

(4) 除却（解体）費補助制度

市民の安全で安心な居住環境を確保し、所有者等による自発的な空家等の除却を促進するため、空家等の除却工事にかかる費用の一部を補助する「空家除却費補助金」制度を実施しています。

4 空家等の利活用支援対策

空家等を資源ととらえ、利活用希望者に有効活用してもらえることも効果的な空家等対策となります。

(1) 改修費補助制度

市では空家等を高齢者同士の交流の場（サロン）等の地域の活性化に資する用途に活用する事業に対し、改修費用の一部を補助する「空家リフォーム事業費補助金」制度を実施し、空家等の利活用の推進を図ります。

(2) 空き家バンク制度

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会（安中支部）及び公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部と連携し、空き家を売りたい・貸したい所有者等と、買いたい・借りたいという方を結びつける空き家バンク制度を実施して、空家等の流通促進を図ります。

また、併せて空き家バンクに登録された物件に対して改修工事や家財処分を行う場合に、その費用の一部を補助する「空家バンク登録物件リフォーム等補助金」制度を実施し、空き家の利活用と絡めた移住・定住施策の推進も図ります。

(3) 空き家を活用した移住者向け住宅の整備

本市への移住を検討する方に、本市の魅力や暮らしを一時的に体験できる等の空き家を活用した「お試し移住」住宅の整備を検討します。

(4) 空き家を活用した宿泊施設及び店舗等の整備

本市は積極的に国内外からの観光客誘致に取り組んでいます。そこで、これらの観光客を対象に空き家を改修し、宿泊施設や店舗としての活用を図る取り組みを検討します。

(5) 空き家を活用した住宅確保要配慮者の居住支援

市内に所在する空き家を高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者向け住宅として活用を図る取り組みを検討します。

(6) ~~空き家を抑制するための特例措置の活用（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）~~

耐震性のある空き家や、空き家を除却後の更地を譲渡する際に平成31年12月31日までの期限で、その譲渡所得に対して3,000万円の特別控除が適用されることから、税制優遇措置の周知を行い、譲渡を検討している空き家の所有者等への啓発を行います。

(7) 歴史的、文化的価値の高い空き家の活用

市内には、歴史的、文化的価値の高い建物や廃校となった校舎などが数多くあります。これらの建物の中には空き家となり、所有者等により管理がなされていないものもあります。

そこで、関係部署と連携して、空き家となった当該建物の保存や活用方法について、所有者等の意向を確認しながら、地域活性化につながるような活用策を検討します。

5 関係団体等との連携

空家等の所有者等からの相談に対し、解決に向けて法律、不動産、建築などの専門的な立場から助言を行ったり、所有者等からの相談に基づいて空家等の適切な管理のために必要な支援を行うことができる専門家団体などとの連携を行います。

(1) 法律関係団体との連携

- ① 群馬弁護士会
 - ・空家等の相続や権利に関すること
- ② 群馬司法書士会
 - ・所有者等調査に関すること
 - ・空家等の相続登記や権利登記に関すること
- ③ 群馬県行政書士会
 - ・役所等への手続きに関すること

(2) 不動産関係団体との連携

- ① (一社)群馬県宅地建物取引業協会／(公社)全日本不動産協会群馬県本部 等
 - ・空家等の売買や賃貸等に関すること

- ・空き家相談会の開催に関する事
- ② 群馬土地家屋調査士会
 - ・隣地との境界確定等の表示登記に関する事
- (3) 建築関係団体との連携
 - (一社)群馬建築士会／(一社)群馬県建設業協会 等
 - ・空家等の改修・解体工事等に関する事
- (4) 行政区との連携：安中市市長会
 - ・空家等の把握に関する事
- (5) 他の行政機関との連携：安中警察署、安中消防署
 - ・空家等の防犯・防災等に関する事
- (6) その他団体との連携
 - ① (公社)安中市シルバー人材センター 等
 - ・空家等の管理に関する事
 - ② 群馬県住宅供給公社（ぐんま住まいの相談センター）
 - ・移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」等、各種制度の活用に関する相談

※資料編

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法……………パブリックコメント用計画（案）からは省略
- ②空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則……………〃
- ③安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例……………〃
- ④安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則……………〃

⑤安中市空家等対策協議会委員名簿

安中市空家等対策協議会委員名簿

平成29年7月18日委嘱（任期2年）

No.	役職	氏名	選出区分	所属団体等
1	会長	茂木 英子	市長	安中市
2	委員	佐藤 貴雄	市議会議員	安中市議会
3	委員	小坂 景子	法務に関する学識経験者	弁護士
4	委員	松岡 将之	法務に関する学識経験者	司法書士
5	委員	中島 肇	法務に関する学識経験者	行政書士
6	委員	武井 正臣	不動産に関する学識経験者	群馬県宅地建物取引業協会
7	委員	木村 正昭	不動産に関する学識経験者	土地家屋調査士
8	委員	三好 建正	建築に関する学識経験者	建築士
9	委員	田島 勲	安中市市区長会代表	安中市市区長会会長
10	委員	須田 春治	安中警察署長	安中警察署
11	委員	佐藤 文男	安中消防署長	安中消防署

資料編

①空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法

（平成26年法律第127号）

（目的）

書式変更：フォント：10.5 pt, 太字

書式変更：フォント：12 pt, 太字

書式変更：フォント：12 pt, 太字

書式変更：中央揃え

書式変更：右揃え

書式変更：インデント：最初の行：1字

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 1 字, 最初の行: -1 字

(2) 計画期間

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

(3) 空家等の調査に関する事項

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 1 字, 最初の行: -1 字

(6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

（立入調査等）

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1字, 最初の行：-1字

1 2 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 3 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年2月26日】から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年5月26日】から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：3字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

②空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

(平成27年総務省・国土交通省令第1号)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第1項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: 中央揃え

書式変更: 右揃え

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 1 字

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 1 字

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成27年5月26日）から施行する。

書式変更: インデント: 左 1 字, 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

③安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

書式変更: 中央揃え

平成29年3月17日

書式変更: 右揃え

安中市条例第3号

(目的)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等についての市及び所有者等の責務を明らかにす

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

ることにより、空家等の適切な管理及び活用の促進を図り、もって安全かつ安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空家等に関して生ずる私人間の問題は、当該空家等の所有者等と当該問題に関係する当事者との間において解決を図ることを原則とする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、特定空家等の発生を未然に防止するよう努めるとともに、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、特定空家等の増加の防止を図るため、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、市がこの条例に基づいて実施する措置に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、特定空家等の疑いがある建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(以下「建築物等」という。)を発見した場合は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画の策定)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策計画を定めるものとする。

(空家等対策協議会)

第8条 法第7条第1項の規定に基づき、安中市空家等対策協議会(以下「対策協議会」という。)を置く。

2 対策協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 建築物等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

3 対策協議会は、会長及び委員11人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、対策協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急安全措置)

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

第9条 市長は、空家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

2 市長は、前項の措置を講じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を講じようとする空家等の所有者等に対し、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容の通知（過失がなく当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、当該措置を講じた後に当該所有者等に通知し、又は公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等に請求するものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置の内容を対策協議会に報告するものとする。
(調査等)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第10条 市長は、法第9条に定めるもののほか、空家等の疑いがある建築物等を発見し、又は当該建築物等に関する情報の提供を受けたときは、前条第1項の措置を講ずるために必要な限度において、当該建築物等について必要な調査を行い、又は当該職員若しくはその委任した者に、当該建築物等に立ち入って調査をさせるものとする。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者に同項の規定による立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の疑いがある建築物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により空家等の疑いがある建築物等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 市長は、第1項の規定による必要な調査を行い、又は同項の規定による立入調査をさせた場合において当該調査に係る建築物等が特定空家等に該当すると思われるときは、必要に応じ、当該建築物等の所有者等に対し、法第12条の規定により空家等の適切な管理の促進に係る情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

6 市長は、前項の規定により情報の提供又は助言を行うときは、必要に応じ、対策協議会の意見を聴くことができる。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第11条 市は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。）及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

(委任)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 対策協議会の委員の選任のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年安中市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小口資金融資幹旋審査会委員長	日額	6,500円	
同 委員	日額	6,000円	

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: インデント: 左 1 字, 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左 1 字, 最初の行: 0 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

」を

「

小口資金融資幹旋審査会委員長	日額	6,500円	
同 委員	日額	6,000円	
空家等対策協議会会長	日額	6,500円	
同 委員	日額	6,000円	

」に改

書式変更: インデント: 左 1 字, 最初の行: 0 字

める。

--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

④安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則

書式変更：中央揃え

平成29年5月1日

書式変更：右揃え

安中市規則第21号

(趣旨)

書式変更：インデント：最初の行：1字

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(平成29年安中市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

(定義)

書式変更：インデント：最初の行：1字

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(対策協議会の組織)

書式変更：インデント：最初の行：1字

第3条 条例第8条第1項に規定する安中市空家等対策協議会(以下「対策協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

- (1) 市議会議員
- (2) 法務に関する学識経験者
- (3) 不動産に関する学識経験者
- (4) 建築に関する学識経験者
- (5) 安中市区長会代表
- (6) 安中警察署長
- (7) 安中消防署長
- (8) その他市長が必要と認める者

書式変更：インデント：最初の行：1字

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、対策協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

5 対策協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

9 対策協議会の庶務は、産業政策部地域創造課において処理する。

(秘密保持義務)

書式変更：インデント：最初の行：1字

第4条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

(緊急安全措置)

書式変更：インデント：最初の行：1字

第5条 条例第9条第2項前段の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第1号)により行うものとする。

書式変更：インデント：左：0mm、ぶら下げインデント：1字、最初の行：-1字

2 市長は、条例第9条第1項の措置を講じた後、当該措置を講じた空家等の所有者等に対し、緊急安全措置完了通知書(様式第2号)により、当該措置が完了した旨を通知するものとする。ただし、当該措置の内容が軽微である場合又は過失がなくて空家等の所有者等を確知することができない場合にあっては、この限りでない。

3 第15条第2項の規定は、条例第9条第3項の措置に要した費用の納期日を定める場合において準用する。

(調査等)

第6条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書(様式第3号)により行う。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第10条第2項の規定による立入調査実施通知書(様式第4号)により行う。

3 法第9条第4項及び条例第10条第3項の証明書は、立入調査員証(様式第5号)とする。

(助言又は指導)

第7条 法第14条第1項の規定による助言は口頭又は文書により行い、同項の規定による指導は指導書(様式第6号)により行う。

2 法第14条第1項の規定による指導を受けた者が当該指導に基づく必要な措置を行った場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(勧告)

第8条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行う。

2 法第14条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に基づく必要な措置を行った場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(命令)

第9条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第8号)により行う。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書(様式第9号)とする。

3 法第14条第4項の意見書の提出期限は、同項の通知書の交付の日から30日以内とする。

(代理人の選任)

第10条 法第14条第4項の通知書の交付を受けた者が代理人を選任する場合は、当該代理人に手続を委任する旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(意見聴取)

第11条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第10号)により行う。

2 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書(様式第11号)により行う。

(意見聴取の実施)

第12条 法第14条第6項の規定による意見の聴取(以下この条において「意見聴取」という。)における議長(以下この条において「議長」という。)は、市長が市の職員のうちから指名する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又は学識経験者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

3 議長は、場内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

4 法第14条第8項の規定により意見聴取に際して証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

5 意見聴取についての庶務に従事するため、市の職員のうちから議長が指名する書記若干人を置く。

6 議長は、意見聴取の終了後、当該意見聴取の経過についての調書を作成するものとする。この場合において、意見聴取を受けた者は、調書に記載された内容が正しいと認めるときは、当該調書に記名押印しなければならない。

(公示の方法)

第13条 法第14条第11項の標識は、標識(様式第12号)とする。

2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)に規定するその他の適切な方法は、安中市公告式規則(平成18年安中市規則第2号)に基づく公告とする。

(代執行)

第14条 市長は、法第14条第9項の規定による代執行(以下「代執行」という。)を行う場合は、あらかじめ対策協議会の意見を聴かななければならない。

2 代執行を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第13号)により行う。

3 代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第14号)とする。

4 代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第15号)とする。

(代執行に要した費用の徴収)

第15条 代執行を行った場合における行政代執行法第5条の規定による命令は、行政代執行費用納付命令書(様式第16号)により行う。

2 行政代執行法第5条の規定により定める代執行に要した費用の納期日は、前項の命令書の交付の日から60日以内とする。

(略式代執行)

第16条 法第14条第10項後段の規定により定める相当の期限は、同項後段の規定による公告をした日から30日とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

書式変更: インデント: 左: 0mm, ぶら下げインデント: 1字, 最初の行: -1字

書式変更: インデント: 最初の行: 3字

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

様式第1号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 図

緊急安全措置実施通知書

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第9条第1項の規定に基づき、空家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するために必要な措置を講ずるので、同条第2項の規定により通知し、当該措置を講じた後に同条第3項の規定により当該措置に要する費用を請求します。

1 緊急安全措置を講ずる空家等

- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 緊急安全措置を講ずる日

年 月 日から 年 月 日までの 日間

3 講ずる緊急安全措置の内容

4 緊急安全措置を講ずる理由

5 緊急安全措置に要する費用の概算の見積額 円

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 閣

緊急安全措置完了通知書

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第9条第1項の規定に基づき、空家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するために必要な措置を講じたので、通知します。

なお、当該措置に要した費用については、次に定める納期日までに納付してください。

1 緊急安全措置を講じた空家等

- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 緊急安全措置を講じた日

年 月 日から 年 月 日までの 日間

3 講じた緊急安全措置の内容

4 緊急安全措置を講じた理由

5 緊急安全措置に要した費用 円

6 納付方法

7 費用の納期日 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 図

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査を実施するので、同条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 立入調査の対象となる空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施する日時 年 月 日 午前・午後 時から

3 立入調査を実施する理由

4 立入調査の責任者

備考

- 1 上記の立入調査の実施について不服がある場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡をすること。
- 2 上記の立入調査の際に立会いを希望する場合は、立入調査の実施日までに上記4に示す者まで連絡をすること。
- 3 上記の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 図

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第10条第2項の規定による立入調査実施通知書

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第10条第1項の規定による立入調査を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 立入調査の対象となる空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施する日時 年 月 日 午前・午後 時から
- 3 立入調査を実施する理由
- 4 立入調査の責任者

備考

- 1 上記の立入調査の実施について不服がある場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡をすること。
- 2 上記の立入調査の際に立会いを希望する場合は、立入調査の実施日までに上記4に示す者まで連絡をすること。

様式第5号（第6条関係）

（表面）

立入調査員証		第 号
所 属		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">刻 印</div> 写真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第10条第1項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
安中市長 印		

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第16条（略）

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（抜粋）

（調査等）

第10条 市長は、法第9条に定めるもののほか、空家等の疑いがある建築物等を発見し、又は当該建築物等に関する情報の提供を受けたときは、前条第1項の措置を講ずるために必要な限度において、当該建築物等について必要な調査を行い、又は当該職員若しくはその委任した者に、当該建築物等に立ち入って調査をさせるものとする。

2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者に同項の規定による立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の疑いがある建築物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により空家等の疑いがある建築物等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5及び6（略）

様式第6号（第7条関係）

第 年 月 日

様

安中市長 図

指導書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、同法第14条第1項の規定により、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 特定空家等に該当する理由
- 4 指導に至った理由
- 5 指導に関する責任者

備考

- 1 「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。
- 2 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。
- 3 正当な理由がなく上記2の必要な措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 4 正当な理由がなく上記2の必要な措置をとらず空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定による勧告を受けた場合は、特定空家等に係る敷地について、地方税法第349条の3の2の規定に基づく住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例及び同法第702条の3の規定に基づく住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例の適用の対象から除外されることとなります。

様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 園

勧告書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 年 月 日付け 第 号により、指導をしましたが、当該特定空家等の状態が改善されていないと認められるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 措置の期限 年 月 日
- 4 勧告に至った理由
- 5 勧告に関する責任者

備考

- 1 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。
- 2 上記3の期限までに正当な理由がなくて上記2の必要な措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 この勧告により、特定空家等に係る敷地は、地方税法第349条の3の2の規定に基づく住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例及び同法第702条の3の規定に基づく住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例の適用の対象から除外されることとなります。

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長 閣

命令書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告するとともに、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとることを命令する旨を事前に通知しましたが、当該勧告及び通知に係る必要な措置がとられていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る措置の内容

3 措置の期限 年 月 日

4 命ぜらるに至った理由

5 命令に関する責任者

備考

- 1 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記5の責任者に報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処されます。
- 3 上記3の期限までに上記2の必要な措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても上記3の期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として（訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

安中市長 閣

命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、当該勧告に係る必要な措置がとられていません。このまま当該措置がとられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、必要な措置をとることを命ずることになりますので、同条第4項の規定により、次のとおり通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定により、意見書及びあなたに有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。この場合において、あなたは、代理人を選任し、当該代理人にこれらの手続を行わせることができます。

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする理由
- 4 意見書の提出先又は公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考

- 1 上記2の必要な措置をとった場合は、遅滞なく上記4に示す者に報告してください。
- 2 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令に違反した場合は、同法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 代理人を選任し、上記の手続を行わせる場合は、当該代理人に手続を委任する旨を記載した書類を市長に提出してください。

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

意見聴取請求書

安中市長 様

(請求者)
住 所
氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前通知書を受領しましたので、
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開に
よる意見の聴取を行うことを請求します。

様式第11号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

安中市長 閣

意見聴取通知書

年 月 日付けで提出のあった意見聴取請求書に基づき、公開による意見の聴取を開催するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第7項の規定により、次のとおり通知します。

なお、同項の規定により、命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を公告していることを申し添えます。

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 意見の聴取を行う者の住所及び氏名
- 3 命じようとする措置の内容
- 4 意見の聴取の期日及び場所

備考 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

様式第12号（第13条関係）

標識

次の特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により、必要な措置をとることを命じた。

年 月 日

安中市長 印

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途

2 措置の内容

3 措置の期限 年 月 日

4 命ずるに至った理由

5 命令に関する責任者

備考 この標識は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定により設置したものである。

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長 閣

戒告書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう命じましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。つきましては、 年 月 日までに当該措置を履行するよう、行政代執行法第3条第1項の規定により、あらかじめ戒告します。

なお、指定された期限までに当該措置が履行されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定による代執行を行い、これに要した費用を行政代執行法第2条の規定によりあなたから徴収します。また、当該代執行により、物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

1 代執行の対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
 - ア 建築面積
 - イ 延べ床面積
- (5) 所有者等の住所及び氏名

2 命じた措置の内容

3 代執行の内容

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として（訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第14条関係）

第 年 月 日
号 日

様

安中市長 閣

代執行令書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、 年 月 日付け 第 号で戒告を行いました。指定の期限までに当該措置が履行されていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、行政代執行法第2条の規定により、代執行に要した費用をあなたから徴収します。また、代執行により物件及びその他の資材について損害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

1 代執行を行う特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行を行う時期 年 月 日から 年 月 日までの 日間

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算の見積額 円

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として（訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第14条関係）

（表面）

執行責任者証		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証明する。		
年 月 日		安中市長 印
1 代執行の内容		
2 代執行を行う時期 年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第14条（略）
2～8（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第16号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

安中市長 閣

行政代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定により、当該費用を納付することを命じます。
なお、指定した納期日までに納付しないときは、行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

- 1 納期日 年 月 日まで
- 2 納付金額 円
- 3 納付方法
- 4 代執行を行った日 年 月 日

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安中市を被告として(訴訟において安中市を代表する者は、安中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

安中市空家等対策協議会 委員名簿

平成 29 年 7 月 18 日委嘱 (任期 2 年)

No.	役職	氏名	選出区分	所属団体等
1	会長	茂木 英子	市長	安中市
2	委員	佐藤 貴雄	市議会議員	安中市議会
3	委員	小坂 景子	法務に関する学識経験者	弁護士
4	委員	松岡 将之	法務に関する学識経験者	司法書士
5	委員	中島 肇	法務に関する学識経験者	行政書士
6	委員	武井 正臣	不動産に関する学識経験者	群馬県宅地建物取引業協会
7	委員	木村 正昭	不動産に関する学識経験者	土地家屋調査士
8	委員	三好 建正	建築に関する学識経験者	建築士
9	委員	田島 勲	安中市区長会代表	安中市区長会会長
10	委員	須田 春治	安中警察署長	安中警察署
11	委員	佐藤 文男	安中消防署長	安中消防署

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

|

